

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第20条 規程第27条に規定する税額相当額として本所が定める額は、利子に<u>100分の20.315</u>を乗じて算出した額(円位未満切り捨て)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成25年1月1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用する。</p>	<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第20条 規程第27条に規定する税額相当額として本所が定める額は、利子に<u>100分の20</u>を乗じて算出した額(円位未満切り捨て)とする。</p>